

仕様書

- 第1 件名
令和6年度SNSアカウント（中国語繁体字・韓国語・タイ語）運営業務委託
- 第2 目的
東京の観光資源や魅力を効果的かつ効率的に海外に発信するために公式SNSアカウント（※1）上において、中国語繁体字・韓国語・タイ語を用い継続的に東京の情報を発信するとともに、ユーザーと双方向のコミュニケーションを取ることにより、情報の周知及び旅行気運の醸成を図る。またSNSユーザーに対して、東京の観光公式サイトGO TOKYO（以下「サイト」という。）の周知及び同サイトへの誘導を図ることで潜在的な訪都旅行者層の掘り起こしにつなげる。
- （※1）中国語繁体字Facebook <https://www.facebook.com/GoTokyo.cht/>
韓国語Facebook <https://www.facebook.com/GoTokyo.kr/>
韓国語NAVERブログ <https://blog.naver.com/gotokyo-kr>
タイ語Facebook <https://www.facebook.com/GoTokyo.th/>
- 第3 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 第4 履行場所
公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所
- 第5 委託内容
受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を効果的に企画・制作し、円滑に運営実施すること。
- 1 運営目標
- （1）Facebook
- （ア）令和6年3月31日時点のフォロワー数に対し、令和7年3月31日時点のフォロワー数が中国語繁体字は11,000増、タイ語は5,900増となることを、韓国語は令和6年3月31日時点の数値を維持することを本年度の運営目標とする。
- （イ）各アカウントの活性化及び東京ファンの醸成を図るため、フォロワー数、リーチ数及びエンゲージメント数（いいね数、コメント、シェア数等）に関する目標を、策定すること。運営に先立ち、目標達成計画を策定し、達成に向けた施策を講じること。また次項「2（6）例月報告書」で進捗を報告する

こと。

(ウ) 投稿のリーチ数、エンゲージメント率やフォロワーの離脱が著しい場合は、原因の追究と対策を行うこと。

(2) NAVERブログ

令和6年4月から令和7年3月までの月間閲覧数（以下「PV」という。）を足し上げた総計を96,000PVとすることを本年度の運営目標とする。進捗は次項「2（6）例月報告書」で報告すること。

2 SNS運営

(1) 継続的な情報発信

上述のFacebook及びNAVERブログに掲載する記事を当該言語で作成し、継続的に東京の情報を発信すること。各原稿の作成は当該言語のネイティブライターによって行い、公開前に対象市場のネイティブチェックを行うこと。また、言語ごとに各担当者名を含む実施体制を必ず明確にすること。

(2) ターゲットと投稿の留意点

- ・メインターゲット：当該言語を使用する海外在住のユーザー（未訪都者及びリピーター旅行者）
- ・投稿の留意点：以下を意識して情報発信すること。
 - 市場特性及びメインターゲットの興味・関心に合ったコンテンツか
 - メインターゲットの東京への関心や訪都意欲を高める内容か
 - 東京に興味を持つ人にとって役立つ情報か
 - リピーターの再訪意欲を喚起する情報か
 - Facebook及びNAVERブログのアルゴリズムを意識し、媒体に適した見せ方か
 - 日本及び対象市場の文化・社会情勢等を踏まえた適切な表現か

(3) 投稿の頻度・内容

それぞれの投稿頻度・内容は以下のとおりとする。投稿内容については媒体特性・市場特性・ユーザーの特徴などを十分に加味した上で、市場及び媒体ごとに最適化を行うこと。

	投稿総数	(ア) サイトの記事	(イ) 受託者提案の記事
中国語繁体Facebook	1日1回以上 (土日・祝日を除く)	月2回	左記(ア)以外
韓国語Facebook	週3回以上	月2回	左記(ア)以外
韓国語NAVERブログ	週3回以上	月2回	左記(ア)以外
タイ語Facebook	週3回以上	月2回	左記(ア)以外

(ア) サイトの記事

サイト内New & Trending記事を要約して投稿すること（月2回更新予定）。その際には当該記事へのリンクを貼ること。なお、何らかの理由でNew & Trending記事更新がなくなった場合は、サイトから対象市場に適したコンテンツを選んで記事を作成し、サイトへのリンクを貼って投稿すること。

(イ) 受託者提案の記事

市場の特性に応じた東京の情報を発信すること。投稿の際にはサイト上の関連リンクを貼って投稿すること。

(4) 受託者提案の記事について

(ア) 発信する情報については、原則として受託者が情報や必要な画像・映像を収集すること。また、掲載許可も受託者が取得すること。毎月の投稿内容は、前月20日までにTCVBへ一覧で提出し、承認を得ること。

(イ) 情報は、施設・店舗、食、文化、アクティビティ、イベント等偏りなく掲載すること。

(ウ) 画像・映像は東京観光の公式SNSに相応しく、魅力が効果的に伝わるクオリティを維持すること。ただし、TCVBが保有し、かつ本事業に利用可能な素材（東京のイベント情報、観光情報、観光スポットの画像など）は可能な限り提供することとする。

※参照：JNTO外国人旅行者を魅了する画像選定のポイント

<https://action.jnto.go.jp/knowhow/2882>

(エ) 掲載内容が対象市場に適していると判断できる場合には、TCVBが別途運営する他言語SNSアカウント（※2）の投稿記事に掲載されている写真を活用し、テキスト内容を当該言語へ翻訳して投稿することも可能とする。ただし、掲載許可の関係上、転載は不可能な記事も想定されるため、転載可否についてTCVBに事前に都度確認を行うこと。

（※2） Facebook（英語・ドイツ語・スペイン語・イタリア語・フランス語・日本語）、Weibo／新浪微博（中国語簡体字）、WeChat／微信（中国語簡体字）

(オ) 発信する情報（写真・映像・テキスト内容含む）については、TCVBが別途運営する他言語SNSアカウント上でも無償で掲載できるように事前に掲載許可を取得すること。ただし掲載施設・店舗等の意向により、他言語SNSアカウントへの転載が不可能な場合にはTCVBへ報告を行うこと。なお、転載の際に必要なそれぞれの言語への翻訳は別途運営する他言語SNSアカウントの受託事業者が行う。

(カ) NAVERブログについては、Naverサイト(www.naver.com)での「東京」検索結果画面に表示される、旅行コンテンツ>観光>観光庁 のセクション (https://search.naver.com/search.naver?where=nexearch&sm=top_hy&fbm=0&ie=utf8&query=%E6%9D%B1%E4%BA%AC)へブログ記事掲載を行う場合がある。必要に応じて新規記事の作成または既存記事の修正等を行うこと。

(5) アカウントの管理

(ア) 全てのアカウントについて、少なくとも1日1回以上(土日・祝日を除く)、ユーザーの投稿内容等を確認し、ネガティブな投稿や不正アクセス等に対して必要な措置を講じること。

(イ) ユーザーからの投稿内容については、必要に応じて迅速にコメントを返すこと。また、東京の観光情報に関する質問については原則としてコメントを返すこと。なお、必要があれば回答内容について、TCVBと協議するものとする。

(ウ) カバー写真については東京の観光を想起させるものとし、決定に際してTCVBと相談すること。各アカウント、年に4回以上更新を行うこと。必要に応じて、写真の掲載許可を取得すること。なお、写真のサイズはスマートフォンでも適切に表示されるものを作成すること。

(6) 例月報告書

Facebookは各アカウントの投稿内容の日本語訳と、投稿ごとのリーチ数、いいね数、シェア数、コメント数、サイトリンクのクリック数、エンゲージメント数、エンゲージメント率を、NAVERブログはPV数、コメント数を、簡単な傾向分析コメントと今後の投稿方針とともに毎月報告すること。併せて、前項「1 運営目標」に係る進捗と、今後の方針を報告し、対策を行うこと。報告期限は翌月10日までとする。

3 東京の魅力を発信するキャンペーン等の企画及び実施

(1) より多くのフォロワーや閲覧数を獲得することを目的として、キャンペーン等を、契約期間内に各アカウント上で1回以上実施すること。

韓国語はFacebook、NAVERブログそれぞれで1回以上実施すること。

(2) キャンペーン等の内容・実施時期及び回数については、対象市場の法律・慣習に従い、適切に実施すること。

(3) 賞品の手配及び当選者への賞品発送を行うこと。賞品の購入・手配についても委託内において実施すること。なお、原則として、関税等は発生しないような賞品の手配・発送を行うこととし、万が一、関税等が発生した場合は、対応についてTCVB及び当選者と相談の上、委託費内で返金対応等を行うこと。

(4) キャンペーン等の実施結果報告書を提出すること。

4 広告運用

Facebook各アカウントにて、キャンペーン周知またはフォロワー獲得等を目的として広告出稿を行い、フォロワー数、広告閲覧数（リーチ数）、クリック数、エンゲージメント数等をKPIとして設定し、報告すること。また、その結果に応じた改善策を本事業の委託の費用内にて実施すること。広告に掲載する文章等は、各言語のネイティブライターによって行い、公開前に対象市場のネイティブチェックを行うこと。

5 結果分析及び改善案の提出

同アカウントにおいてより適切な情報発信を行うため、以下の項目を含めた最終報告書を令和7年3月17日までに提出すること（10.5～12ptの文字で、A4数枚程度想定）。TCVBから内容不備等の指摘があった場合、修正対応すること。その後、令和7年3月31日までの数値を追記したものを最終版として提出すること。

- ・ユーザー属性及びフォロワーの興味・関心・傾向の分析及び改善案
- ・現地SNS最新動向
- ・その他、SNS情報発信において有効と思われる情報等

第6 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVBの承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第7 秘密の保持

受託者は、第6項によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第6項によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第8 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- 1 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。た

だし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 1の規定は、受託者の従業員、第6の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権人格権が帰属する場合にも適用する。
- 3 1及び2の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- 4 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- 5 4は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- 6 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- 7 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

第9 委託事項・関係法令の遵守

委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第10 個人情報保護等

- 1 「東京都個人情報取扱事務要綱」（※3）及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」（※4）を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」（※5）に定められた事項を遵守すること。

（※3）

https://www.iohokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyoukou.pdf

（※4）

https://www.iohokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkannrikijunimeji.pdf

（※5）

https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。
- 3 本件における「個人情報」として、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち、TCVB 職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名／メールアドレス等に特に留意すること。また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（ユーザーID やアカウント名等）も同様に個人情報とみなす。
- 4 本事業の遂行にあたり第6項により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ②一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

第1 1 支払い方法

受託者への支払は、委託完了後、委託完了届による TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第1 2 その他

- 1 TCVB が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- 3 TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公表することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 4 本事業の実施に当たっては、受託後、人員配置、緊急時の連絡体制、監視体制及び炎上対策を含む危機管理体制を提出し、TCVB の承認を得ること。また、アカウント乗っ取り対策を行うこと。
- 5 本委託に関するデータ類は、委託の目的以外に使用してはならない。また、委託業務の過程で知り得た情報等については、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては TCVB と協議の上行うこと。
- 6 本委託契約の履行にあたっては、TCVB と協議のもと進めること。受託者は、TCVB との間で必要に応じて打合せを行い、本委託のスムーズな運用に努めるこ

と。

- 7 本事業は、令和6年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和6年度東京観光財団収支予算が令和6年3月31日までに東京観光財団評議員会で承認された場合において、令和6年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話：03-5579-2683
--